

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 26日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地

氏 名 株式会社デンソー

取締役社長 林 新之助

（法人にあつては、名称及び代表者の氏

名）

電話番号 0566-61-7478

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社デンソー 西尾製作所
事業場の所在地	愛知県西尾市下羽角町住崎1番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	31：輸送用機械器具製造業
2 事業の規模	製造出荷額：6127.7億円
3 従業員数	7,860人

④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>カーエアコン・燃料噴射ポンプ製造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄素材加工 <ul style="list-style-type: none"> : 金属くず（研磨粉等）→ 再生処理業者に委託して金属回収し再資源化 : ガラス陶磁器くず → 砥石くずを再生処理業者に委託し再資源化 ・樹脂素材加工：廃プラ → 中間処理業者に委託して再資源化 ・部品処理加工 <ul style="list-style-type: none"> : 廃酸・廃アルカリ → 中間処理業者に委託し焼却・再資源化 : 廃油 → 中間処理業者に委託し焼却・再資源化 ・組付・物流 <ul style="list-style-type: none"> : 木くず類 → 中間処理業者で破碎し燃料として再資源化 ・排水処理工程 <ul style="list-style-type: none"> : 汚泥 → 社内で脱水処理後、中間処理業者にて混錬し再資源化
-----------------	--

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項										
<p>(管理体制図)</p> <pre> graph TD A[事業場総括安全衛生環境管理者] --- B[職場安全衛生環境管理者] A --- C[職場安全衛生環境責任者] A --- D[職場安全衛生環境推進者] A --- E[産業廃棄物処理責任者] E --- F[産業廃棄物処理施設技術管理者] E --- G[特別管理産業廃棄物管理責任者] H[事業場安全衛生環境企画管理者] --- D </pre>										
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	木くず	ガラス陶磁器	金属くず	がれき類
	排出量	8,037 t	1,175 t	125 t	348 t	906 t	46 t	49 t	430 t	6 t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥発生量の削減および脱水率の向上 ・油脂、薬品類のロングライフ化および水溶性廃油の濃縮処理推進 ・不良率低減による廃材の低減および砥石のロングライフ化 									

		<ul style="list-style-type: none"> ・分別による売却化 								
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	木くず	ガラス陶磁器	金属くず	がれき類
	排出量	8,037 t	1,175 t	125 t	348 t	906 t	46 t	49 t	430 t	6 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥発生量の削減および脱水率の向上 ・油脂、薬品類のロングライフ化および水溶性廃油の濃縮処理推進 ・不良率低減による廃材の低減および砥石のロングライフ化 ・分別による売却化 									
産業廃棄物の分別に関する事項										
1 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロエミ活動を推進し徹底した分別を実施しており、今後も適正な分別を維持する 									
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物集積場における分別確認の継続実施 ・廃棄物分別についての定期的な啓発活動の実施 									

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
2 計画	【目標】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t

		(今後実施する予定の取組)	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	6,219 t	230 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥発生量の削減および脱水率の向上 廃液の濃縮化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	6,219 t	230 t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥発生量の削減および脱水率の向上 廃油の濃縮化及び工程内リサイクル推進		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
1 現 状	【前年度（令和5年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 現状	【前年度（令和5年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	木くず	ガラス陶磁器	金属くず	がれき類
	全処理委託量	1,818 t	945 t	125 t	348 t	906 t	46 t	49 t	430 t	6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,818 t	125 t	899 t	348 t	899 t	46 t	45 t	46 t	6 t
	再生利用業者への処理委託量	889 t	11 t	505 t	5 t	505 t	46 t	49 t	46 t	6 t
	認定熱回収業者への処理委託量	889 t	114 t	401 t	342 t	401 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	90 t	0 t	0 t	1 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間処理、再生利用の技術・施設のある業者へ処理委託を行い、埋立廃棄物ゼロで推移している ・ 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施している 									

②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	木くず	ガラス 陶磁器	金属くず	がれき類
	全処理委託量	1,818 t	945 t	125 t	348 t	906 t	49 t	430 t	430 t	6 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,818 t	125 t	899 t	348 t	899 t	45 t	46 t	46 t	6 t
	再生利用者への 処理委託量	889 t	11 t	505 t	5 t	505 t	49 t	46 t	46 t	6 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	889 t	114 t	401 t	342 t	401 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	90 t	0 t	0 t	1 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・今後も埋立廃棄物ゼロの継続を目指し、発生源対策の推進、分別廃棄の徹底を推進する ・委託先業者の適正処理の確認および新規委託先の選定検討を継続する 									
※事務処理欄										

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

